

古代城柵官衙遺跡の「^{かんばこう}陷馬坑」についての試論

古川 一 明 (東北歴史博物館)

はじめに

1. 「列配置の土坑群」の概要
2. 「列配置の土坑群」についての検討

3. 「列配置の土坑群」の地理的・年代的位置
まとめ

はじめに

古代中国において、城塞に向かって攻め寄せる軍勢の機先を制する手段、具体的には騎馬の進撃を食い止めるための施設の一つとして「陷馬坑」と呼ばれる落とし穴が設置された。特に騎馬民族の襲来を繰り返し受けた北方辺境の城塞群ではこうした施設の発達が顕著であった。唐代、^{とっけつ}突厥等の北方騎馬民族を相手に戦功を挙げた戦術家李靖の『李衛公兵法・攻守戦具』には「長五尺、幅一尺、深三尺・…」と記述され、「陷馬坑」には寸法や配置に基準が設けられ、片足が嵌まる程度の大きさでも敵の進撃を食い止める上で一定の効果が期待されていた(伯2011.p.173)という。騎馬は、落とし穴に落ちることで、その都度立ち止まって態勢を立て直さなければならず、その間、進軍に遅れが生じることになるからである。

ひるがえって、日本古代の東北辺境の情勢をみると、蝦夷軍と対峙した律令政府側は、蝦夷軍の戦闘能力の中で、騎馬の機動力を最大の脅威とみなしていた。その実力は「弓馬戦闘、夷獠之生習、平民之十、不能敵其一。」(『続日本後紀』承和四(837)年二月辛丑条)と表現され、政府軍を脅かす存在であったという(戸田1991)。『続日本紀』宝亀十一(780)年十月己未条では、征東使に出された勅の末文に「多賀玉作等城、能加防禦、兼練戦術。」と記される。これは伊治公皆麻呂による乱の鎮圧に向けた対策の一環として、多賀城と玉作城^{たまつくり} = 大崎市名生館^{みょうだて}官衙遺跡^{かんが}の防備を固め戦術を練るよう命じたものである。城塞への組織的な攻撃が予想される中、多賀城と玉作城における防御施設の強化が指示されたも

のであり、その中に騎馬に対する備えが含まれていた可能性は十分想定されよう。

こうした緊迫した状況の下で、7～9世紀に整備が進められた古代城柵官衙遺跡の防御施設の中に、蝦夷軍の騎馬の進撃を食い止めるための施設、すなわち中国の「陷馬坑」に相当するような施設は見出せるであろうか。そこで注目されるのが、宮城県北部の大崎市名生館官衙遺跡周辺で発見された「2列に並んで千鳥状に分布」(宮城県教委2002.p.38)する土坑群である。これは平面形が長さ2m前後、幅0.8m前後の長方形で、深さ0.8m前後の土坑が千鳥状に並行して2列に配置されたものである。本論では、その規模・形状・配列状況からみて、これらが古代中国の「陷馬坑」に相当する施設であった可能性を検討してみたい。

なお、日本国内の古代の遺跡をみても、中国の「陷馬坑」に相当するような施設を見出すことはできず、本論でも、現段階でこれらの遺構が「陷馬坑」である確証を導き出すことはできない。したがって、以下の記述では、これらを仮に「列配置の土坑群」と呼ぶことにする。現段階でこれらが造営された年代や分布範囲が明確に捉えられているわけではなく、周囲の城柵遺跡との接点も不明確であり、明快な論証を尽くすことはできない。本論は、あくまでも、この種の遺構の性格を検討する糸口として一つの解釈を提示し、これをもって城柵外周施設の広がり^をを究明するための一助としたいと考えている。

1. 「列配置の土坑群」の概要

「列配置の土坑群」は宮城県北西部の大崎市に所在する名生館官衙遺跡（宮城県教委2002ほか）と天神前遺跡（宮城県考古学会2012）の二遺跡で発見されている（1図）。

これまでの調査では、両遺跡とも圃場整備の排水路部分のみのごく限られた調査で確認されているに過ぎず、未だその分布の全容を把握しきれていないが、城柵官衙遺跡周辺の広範囲に配置されていた実態は明らかになりつつある。以下、検討を進めるに先立って、まず、刊行された報告書・報告会資料の記載に基づいて遺構群の実態をみておくことにする。

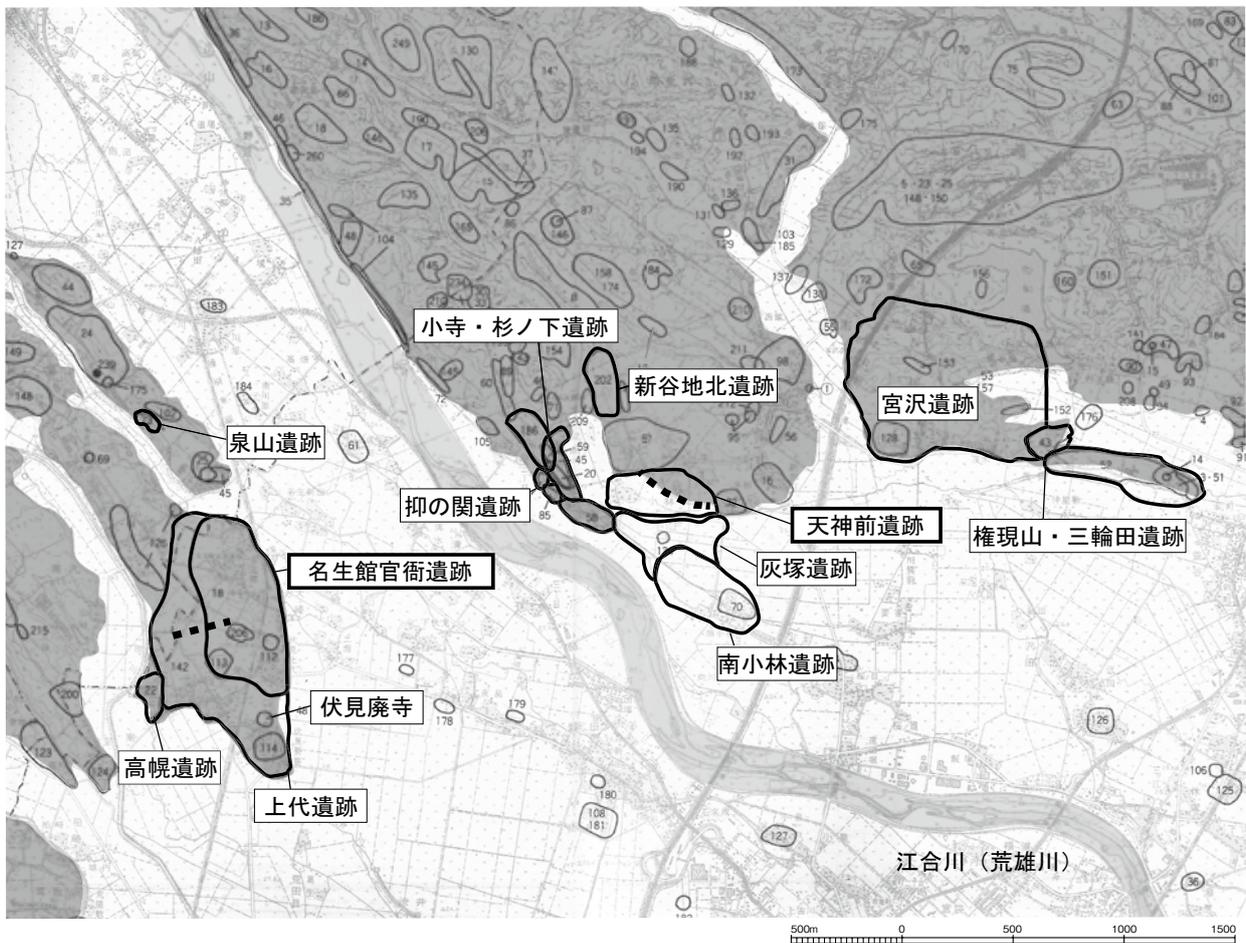
(1) 名生館官衙遺跡（宮城県教委2001・2002）

平成8～14年度、東大崎地区県営圃場整備事業に伴う宮城県文化財保護課の発掘調査で「列配置の土坑群」が発見された。調査報告書作成時の遺跡名

は「名生館遺跡」であったが現在は『Web版遺跡地図、宮城県遺跡地図情報』等に「名生館官衙遺跡」として登録されているので以下の記述では「名生館官衙遺跡」の名称を用いることにする。また、土坑群が発見された場所は、遺跡地図上では名生館官衙遺跡とその西側に隣接する上代遺跡にまたがっているが、調査報告書にしたがい名生館官衙遺跡の遺構として記述する。

周辺の古代の遺構との位置関係でみると名生館官衙遺跡小館地区のV期政庁跡（8世紀末～9世紀前半）の西方に位置している。この地区にはV期政庁跡の外郭施設とみられる南北方向のSD960溝が発見されているが、「列配置の土坑群」はこの溝の西側、すなわち官衙の外側に位置している（2図）。

土坑群が発見されたのは、平成13年のQ・W・X・Y調査区（宮城県教委2002）である（3図）。この他、平成12年のV区でも南北方向に列をなすとみられる土坑群（宮城県教委2001.pp.1～77）が検出され



1図 名生館官衙遺跡周辺の古代の主な遺跡

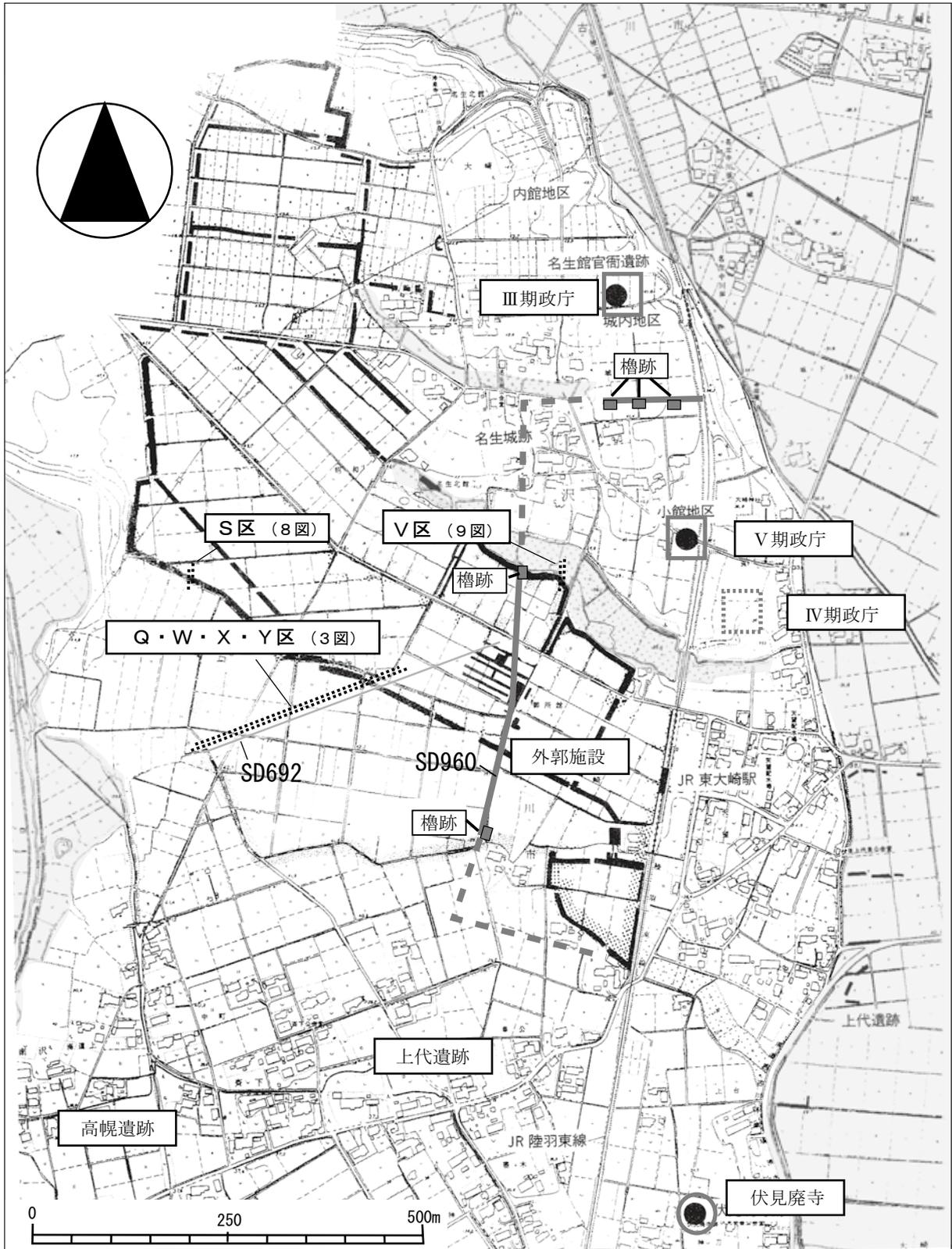
■■■■■■「列配置の土坑群」

宮城県教育委員会1998『宮城県遺跡地図』（1/25,000遺跡分布図）「37荒谷」に加筆

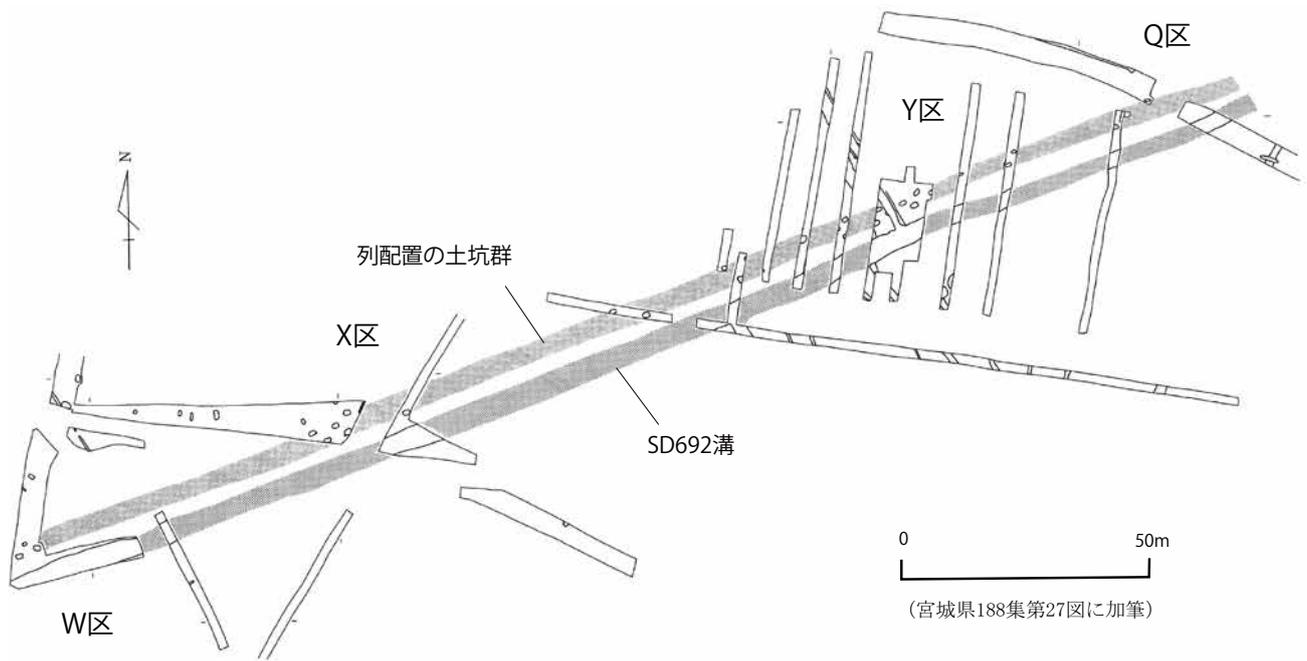
ている(9図)。また、報告書では列をなすとの認識は示されていないが、平成12年のS区でもその可能性のある土坑群(宮城県教委2001,pp.1~77)が検出されている(8図)。以下、各地区の状況を概観する。

【Q・W・X・Y区】(2・3図)

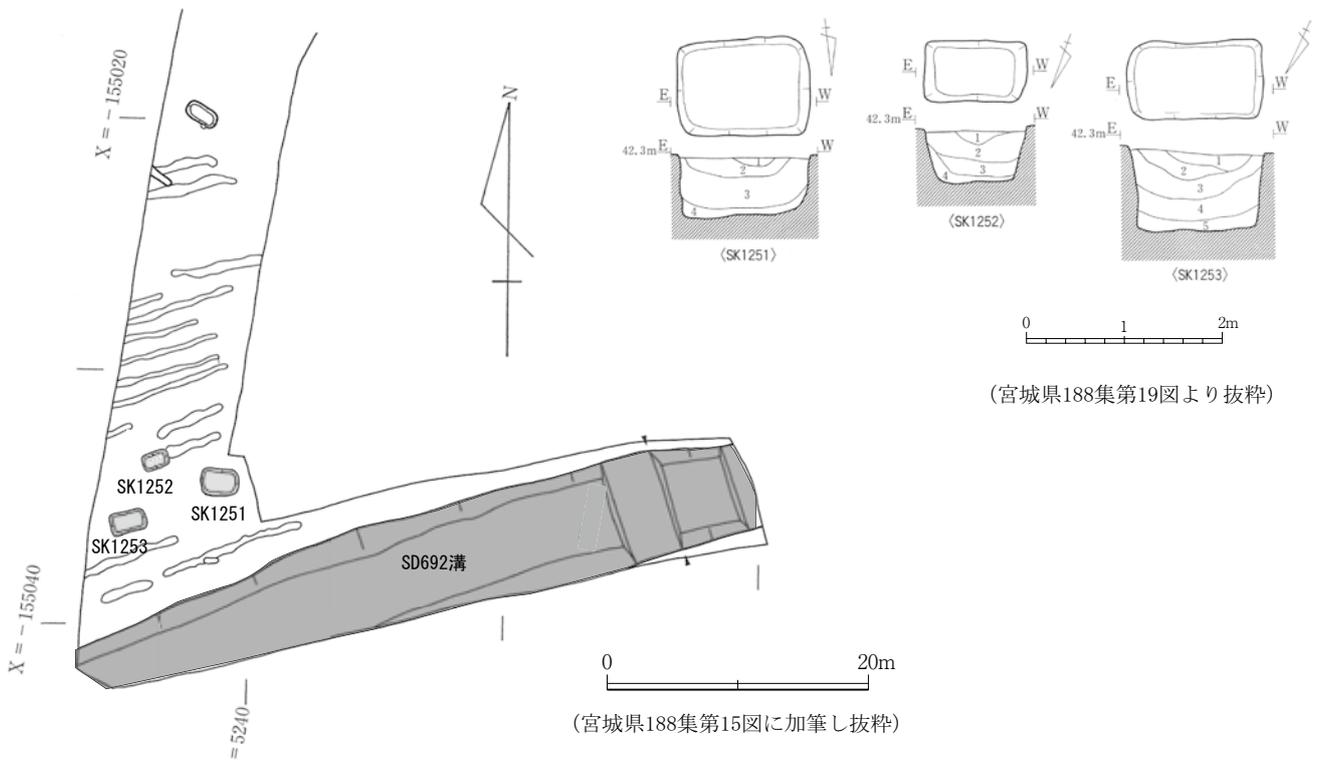
概要：上幅4~4.5m、下幅2.6~3.4、深さ0.84mの直線的に東西方向に延びるSD692溝がある。その北辺に並行して、東西方向に長軸を揃え、千鳥状に並んだ土坑群が発見され



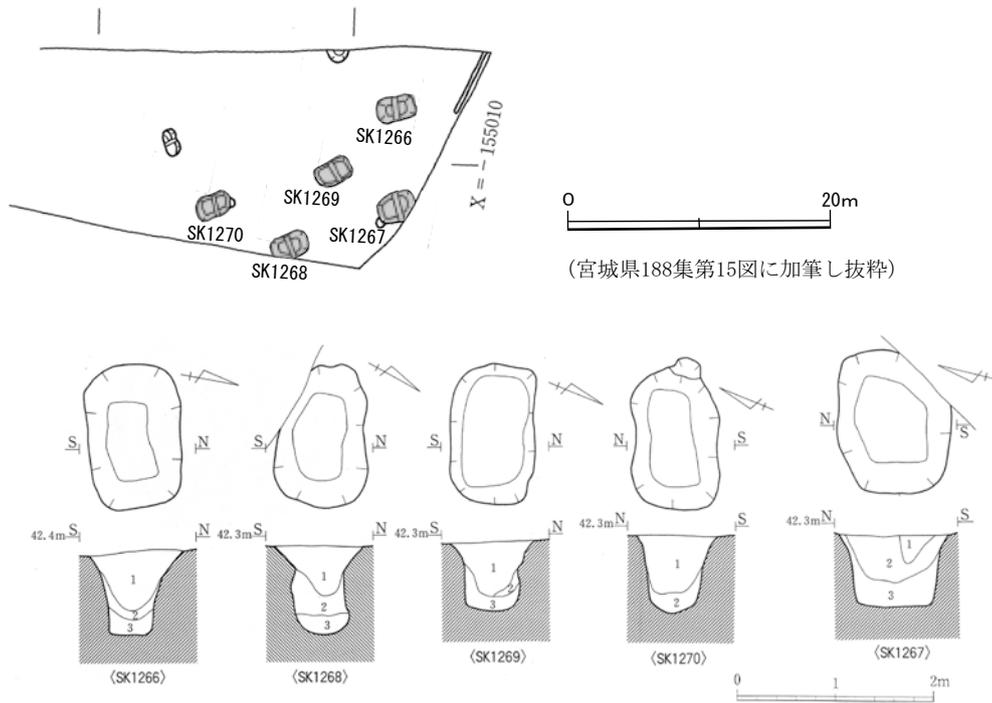
2図 名生館官衙遺跡の「列配置の土坑群」の位置



3図 名生館官衙遺跡 Q・W・X・Y区の「列配置の土坑群」



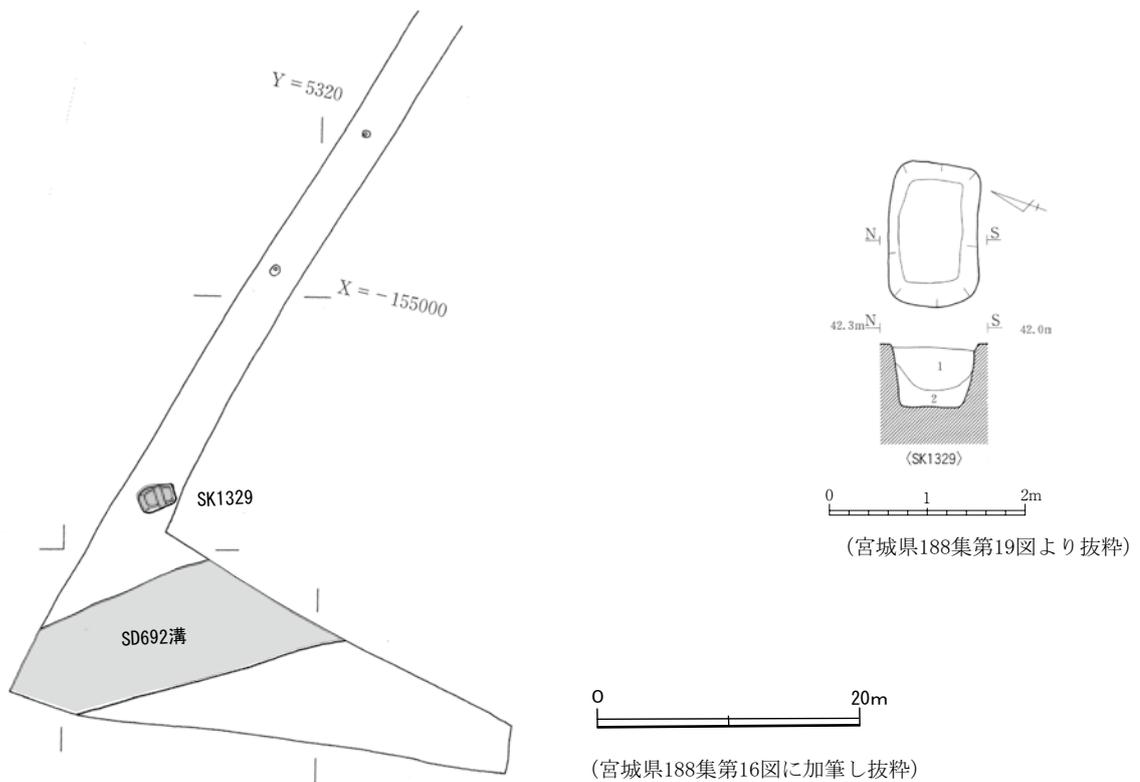
4図 名生館官衙遺跡 W区の「列配置の土坑群」



(宮城県188集第15図に加筆し抜粋)

(宮城県188集第19図より抜粋)

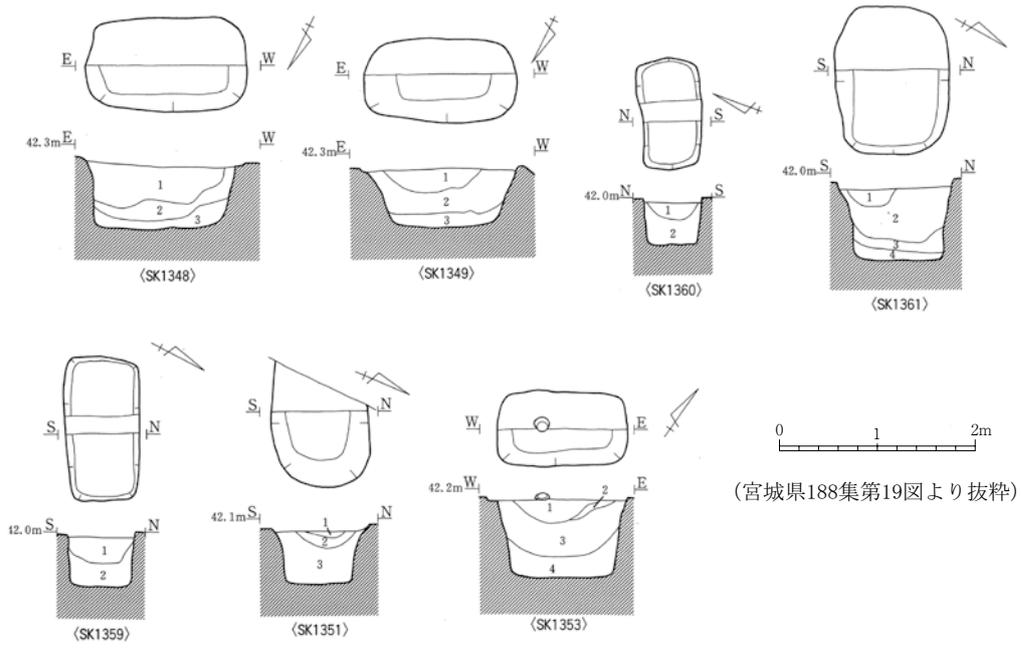
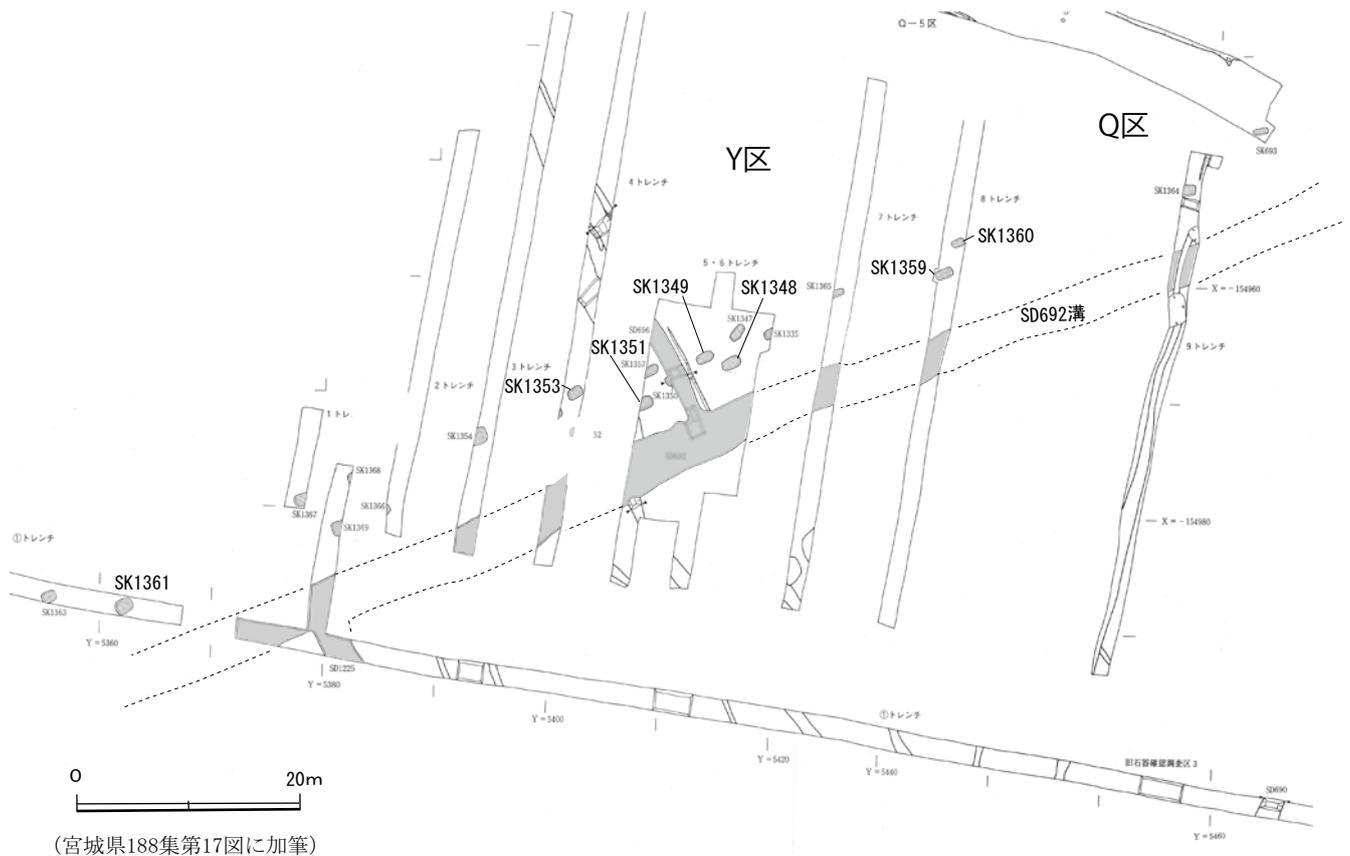
5 図 名生館官衙遺跡 X区の「列配置の土坑群」



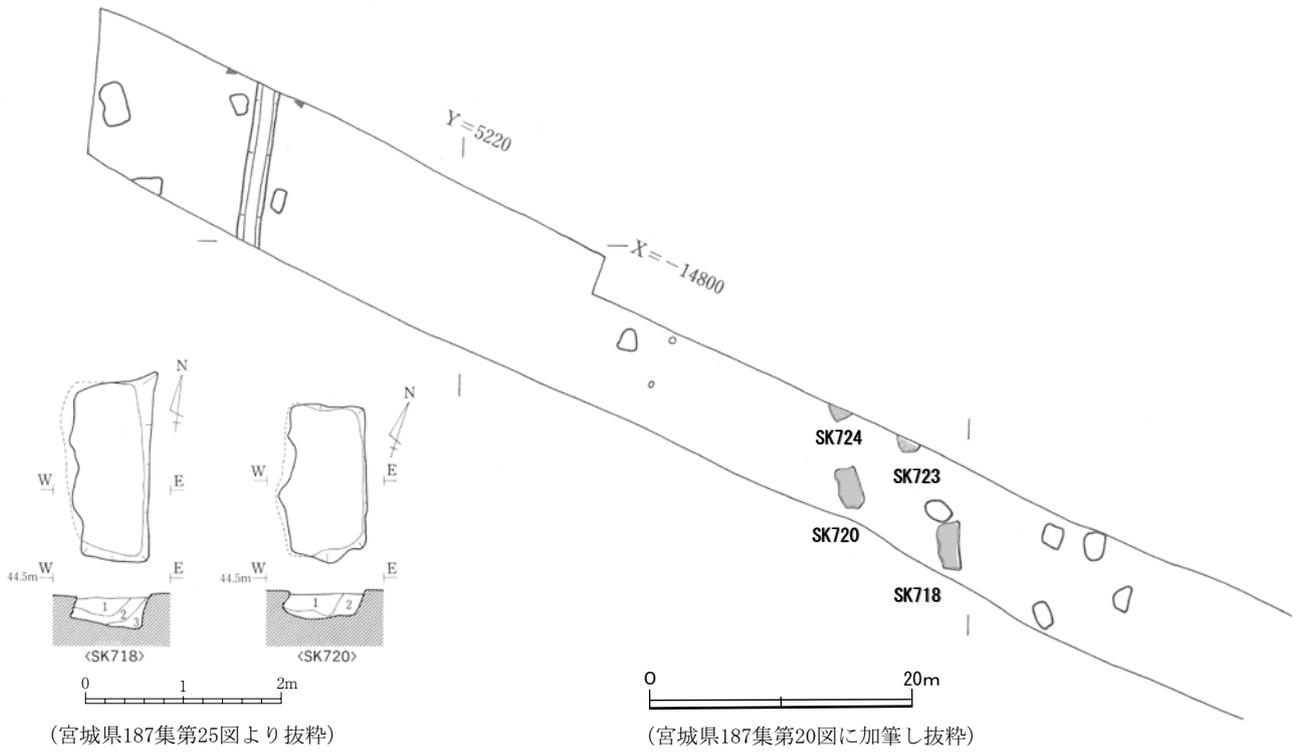
(宮城県188集第19図より抜粋)

(宮城県188集第16図に加筆し抜粋)

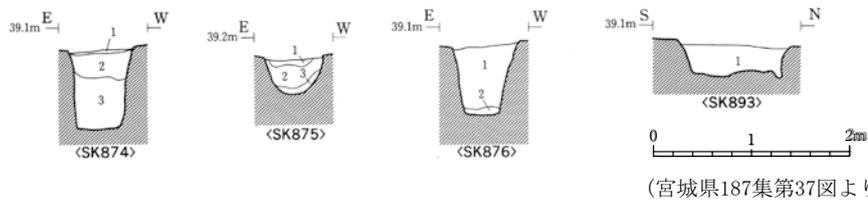
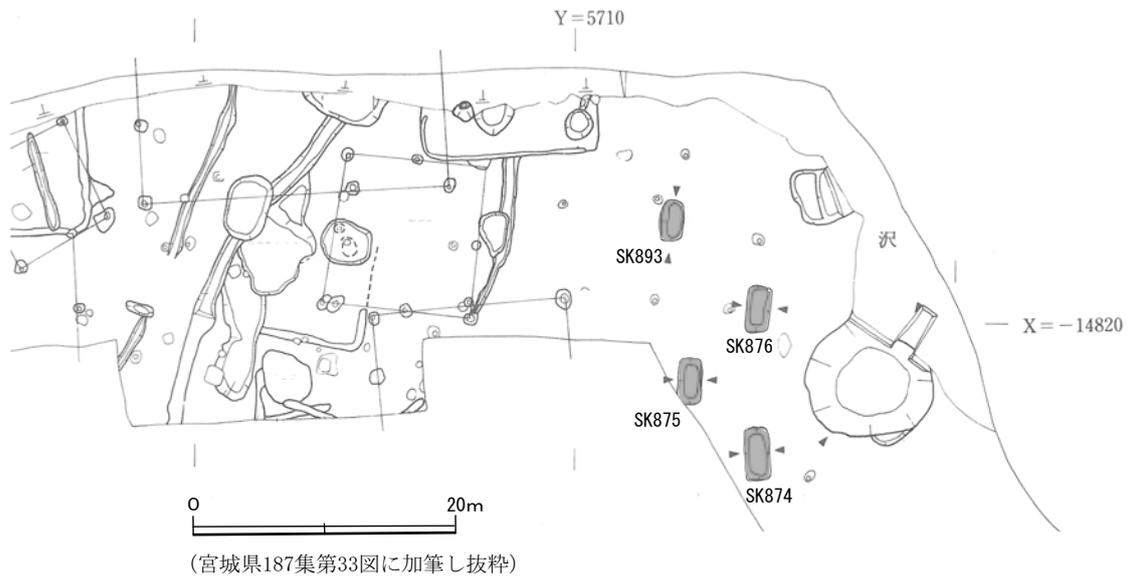
6 図 名生館官衙遺跡 X-6区北の「列配置の土坑」



7図 名生館官衙遺跡 Q・Y区の「列配置の土坑群」



8 図 名生館官衙遺跡 S区の「列配置の土坑群」



9 図 名生館官衙遺跡 V区の「列配置の土坑群」

ている。SD692溝および「列配置の土坑群」の方位は、東西方向で、東で北に約20度偏した方向である。確認された土坑は、西からW区で3基(SK1251～1253)(4図)、X区で6基(SK1266～1270・1329)(5・6図)、Y区で21基(SK1335・1347～1354・1357・1359～1361・1363～1369)Q区で1基(SK693)(7図)、の計31基である。

分布：北側列の土坑の間隔は1.6～3.4m、南側列では2.4～2.9mである。SD692溝の北辺と南側列の距離は2.4～4.2mである。土坑は約2mに1基、千鳥状に存在することになるが、Q・W・X・Y区で延べ250mに渡って検出されていることから、この間、土坑群が等間隔に分布すると想定すると、計算上の土坑群の数はSD692溝の延伸距離250m/2m=125基以上となる(宮城県教委2002,p.38)。

形状：検出した31基のうち、掘り下げたのはW・X区の9基のみである。これらはいずれも平面形が隅丸長方形を基調とし、横断面形が箱形・逆台形である。

規模：掘り下げたものでは、長さ1.2～1.7m、幅0.6～1m、深さ0.4～0.9mである。

堆積土：下層は人為的堆積、上層は自然堆積でY区のSK1354の堆積土上層には10世紀初頭に降下した灰白色火山灰ブロック(十和田a火山灰)が混入している。

特徴：Y区のSK1353・1361埋土上層から須恵器杯SK1366から須恵器甕、SK1273から土師器甕の破片が出土している。

時期：8世紀中葉～10世紀前葉のSD692溝に並行して分布し、重複するものがないことから、SD692溝と同じく8世紀後半～10世紀前葉の遺構群とされる。出土土器の年代や堆積土上層中の十和田a火山灰の混入はこの年代幅と矛盾しない。

さらに、SD692溝がある程度埋まった時期に掘りこまれたSD696溝が土坑群南側列のSK1350と重複し、これより新しいこと(宮城県教委2002,p.20)から、「列配置

の土坑群」の存続時期は8世紀中葉～9世紀代に限定できると考えられる。

【S区】(2・8図)

概要：名生館官衙遺跡・上代遺跡が立地する台地西縁から50mほど東に離れた位置にある(2図)。規則的に並ぶ可能性のある土坑が4基(SK718・720・723・724)発見されている。4基の土坑は、南北方向に長軸を揃え、2列千鳥状に並んでいるようにみえるが、調査区幅が狭いため「列配置の」と断定はできない。列の方向も把握できないが、南北方向に延び、北で10度前後西に偏した方向である。

分布：東西の列と列の間隔は1.5m前後、同じ列の土坑の間隔は3.0m前後で、東西の列の土坑が交互に千鳥状に配置されている可能性がある。

形状：4基のうち、掘り下げたのはSK718・720の2基で、これらはいずれも平面形が長方形を基調とし、横断面形は西側の壁が抉込まれた特徴的な形態である。

規模：SK718・720の2基は、長さ1.8m前後、幅1.0m前後である。深さは0.4mであるが、上部が削平を受けているため、本来はもっと深かったと推定されている。

堆積土：埋土下層は人為的埋土とみられるが、抉込み部は自然か人為か判断できず、板状の材の抜き取り痕跡の可能性も想定されている(宮城県教委2001,p.77)。

時期：SK720から弥生土器(天王山式期)が出土していることから弥生時代後期以降の遺構群である。

【V区】(2・9図)

概要：名生小館地区の西方約200mに位置し、7世紀後葉～8世紀前半の遺構分布域の西を限る溝SD960(Y=5650)の約60m東に位置する(2図)。規則的に並ぶ可能性のある土坑が4基(SK874～876・893)発見されている。4基の土坑は、南北方向に長軸を揃え、2列千鳥状に並んでいる。調査区が狭いため正確な方向は確認できないが、

ほぼ真北方向である。

分 布：東西の列と列の間の距離は1.0m前後、同じ列の土坑の間隔は2.0m前後で、東西の列の土坑が交互に千鳥状に配置されている可能性がある。

形 状：4基とも掘り下げており、平面形は隅丸長方形で、横断面形は箱形を基調とし逆台形もしくは「U」字形である。

規 模：長さ1.1～1.4m、幅0.6m前後、深さ0.4～0.8mである。

堆積土：地山ブロックを含む人為的堆積土である。

時 期：出土遺物はなく、他の遺構との重複もないため時期不明。

(2) 天神前遺跡 (宮城県考古学会2012)

平成22～23年度江合左岸地区県営圃場整備事業に伴う大崎市教育委員会文化財課による調査で「列配置の土坑群」が検出されている。馬内川を挟んで南の灰塚遺跡^{はいづか}に隣接する。また、西側には小寺^{こでら}・杉ノ下^{おさえ}・抑^{おさえ}の関遺跡、東側には宮沢遺跡などの城柵官衙遺跡が至近に所在し、本遺跡はその中間の位置にある(1図)。当遺跡調査の正式報告書は未刊行であるが、平成24年宮城県考古学会遺跡調査成果報告会資料集(宮城県考古学会2012,pp.19～24)の記載に基づきその概要を整理する。

まず、確認された列配置の土坑の数は、平成22・23年の調査により1区で3基、2区で2基、5区で3基、8区で11基、9区で45基、10区で21基、12区で6基、合計91基発見されている。

北西南東方向に延びる微高地の南縁に沿うように「列配置の土坑群」が三条検出されている。三条は南北に約20mの距離をおいて、東西方向に並行して延びているとみられ、重複することなく分布している。検出された延伸距離は中央の条で東西530m以上に及ぶ(10図)。以下、南・中央・北の順にそれぞれの条の「列配置の土坑群」の概要をみていく。

【南条(2・5区)】(10・11図)

概 要：規則的に並ぶ土坑が2区で2基、3区で3基(SK22～24)、合計5基発見されている。南北方向に長軸を揃え、2列千鳥状

に、東西方向に地形に沿って緩やかな曲線を描くように並んでいるとみられる。

分 布：南北の列と列の間の距離は2.0m前後、同じ列の土坑の間隔は3～4m前後で、南北の列の土坑が交互に千鳥状に配置されている。

形 状：平面形が隅丸長方形で、横断面形は逆台形。

規 模：検出面では長さ2.8m前後、幅1.2m前後である。掘り下げていないので深さは不明。

堆積土：堆積土はいずれも自然堆積で、人為的に埋め戻されたものはないとみられている(宮城県考古学会2012,p.22)。

時 期：埋め土に火山灰が含まれ、3号墳の周溝と重複しこれより新しいことから5～10世紀代の年代幅に収まる。

【中央条(8・9・10区)】(10・11・12図)

概 要：規則的に並ぶ土坑が8区で12基(SK54・58・60～69)、9区で45基(SK76～79、81～122)、10区で15基(SK135～149)、合計72基発見されている。東西に長軸をもつ土坑が千鳥状に2列配され、その間にさらに南北に長軸をもつ土坑が並ぶ複雑な配列をとる。

分 布：南北の列と列の間の距離は2.5m前後、同じ列の土坑の間隔は3～4mで、南北の列の土坑が交互に千鳥状に配置されている。北側列の土坑と土坑の間に、南北に長軸をもつ土坑が3～4m間隔で配置されている。この南北に長軸をもつ土坑群の列は蛇行しているため、より複雑な配置にみえる。

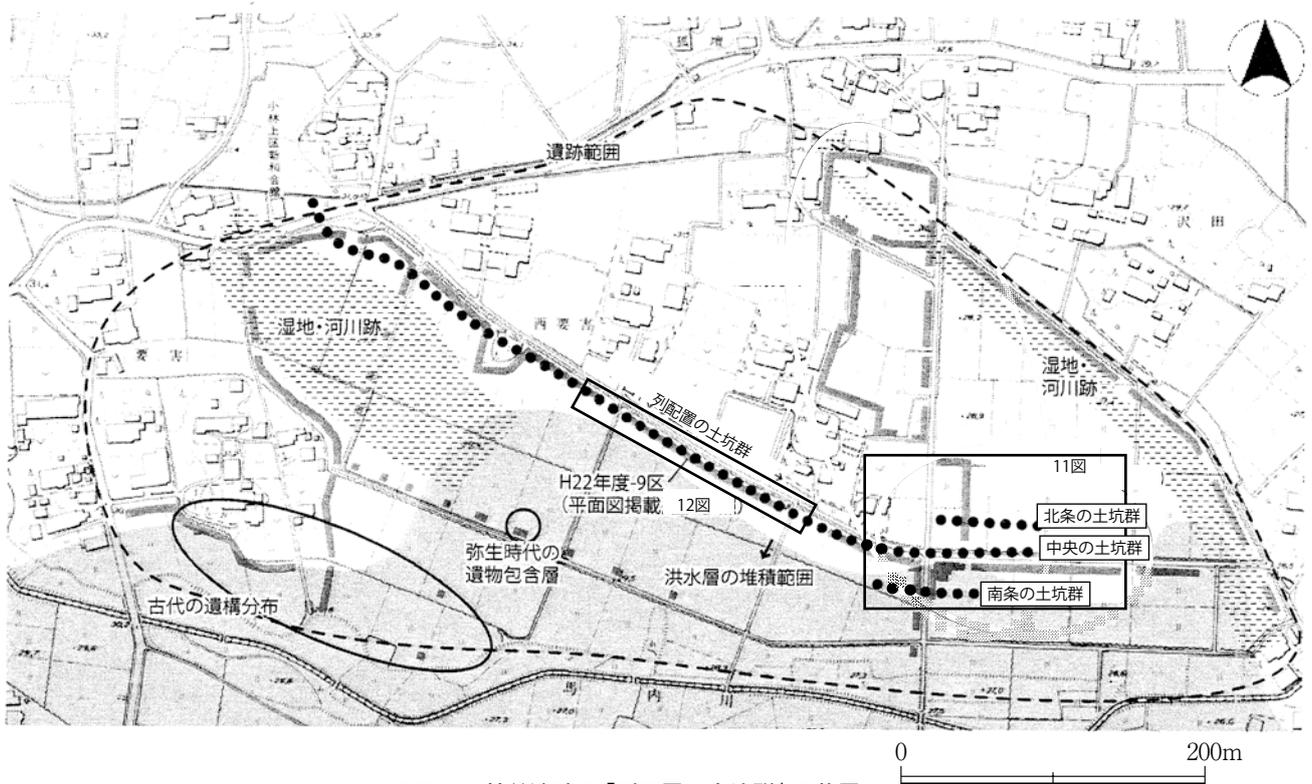
形 状：掘り下げた9区のSK102でみると、平面形が長方形で、横断面形は逆台形である。

規 模：長さ2.8m前後、幅1.2m前後深さ0.7mである。

堆積土：堆積土はいずれも自然堆積で、人為的に埋め戻されたものはないとみられている(宮城県考古学会2012,p.22)。

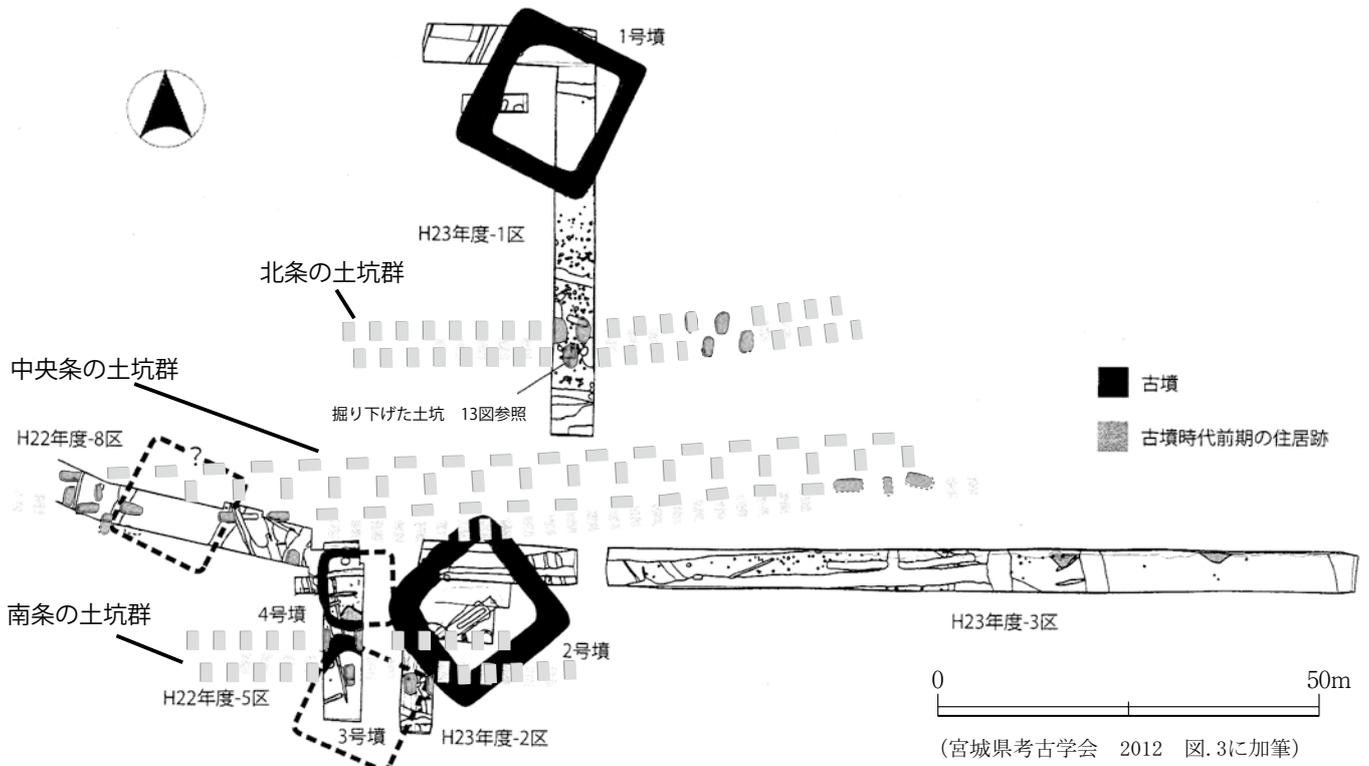
特 徴：堆積土最上層に10世紀初頭に降下した灰白色火山灰(十和田a火山灰)が堆積している。

時 期：埋め土上部に十和田a火山灰の一次堆積層がみられることから10世紀初頭以前の遺構と考えられる。



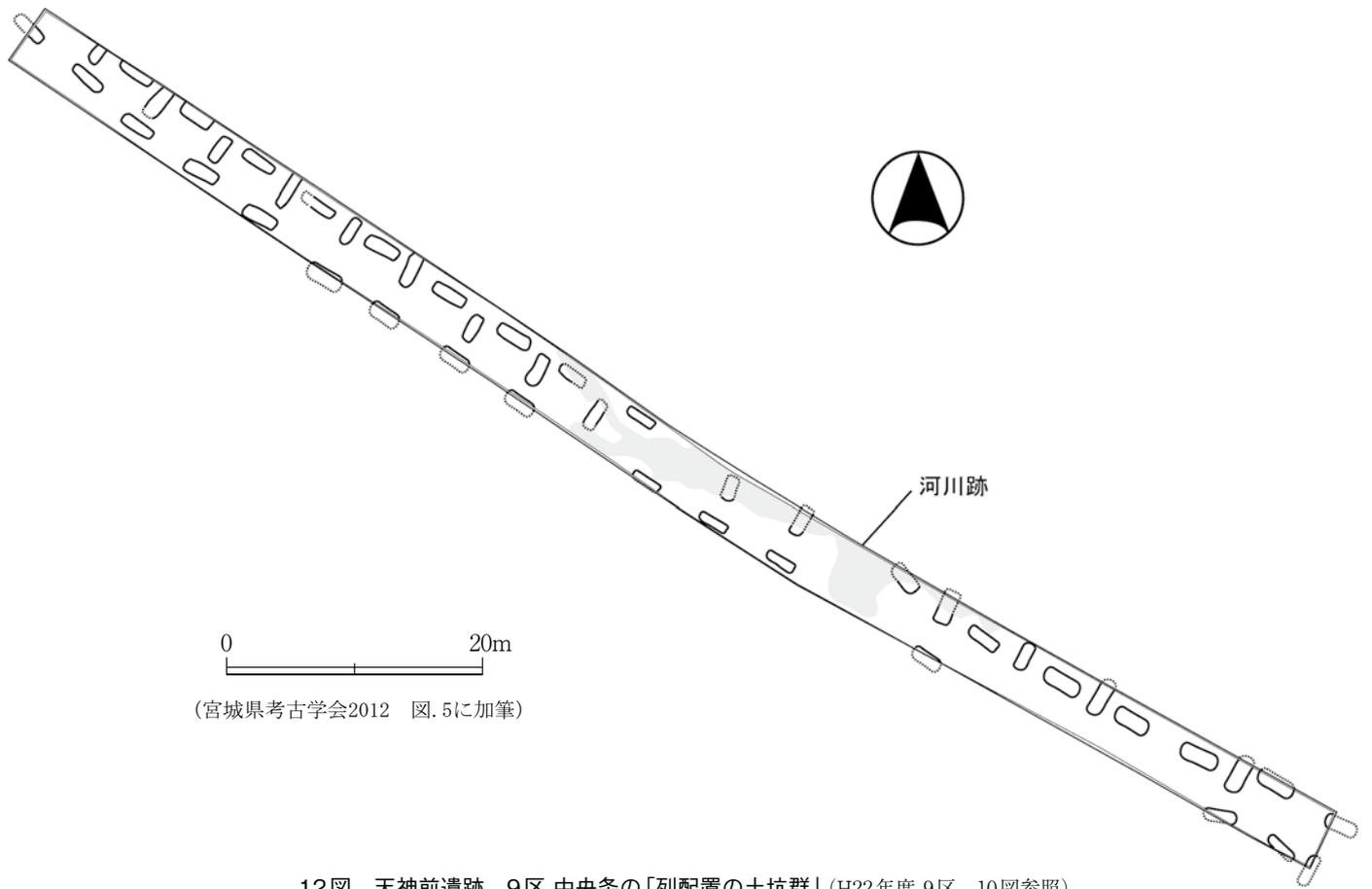
10図 天神前遺跡の「列配置の土坑群」の位置

(宮城県考古学会2012 図. 2に加筆)

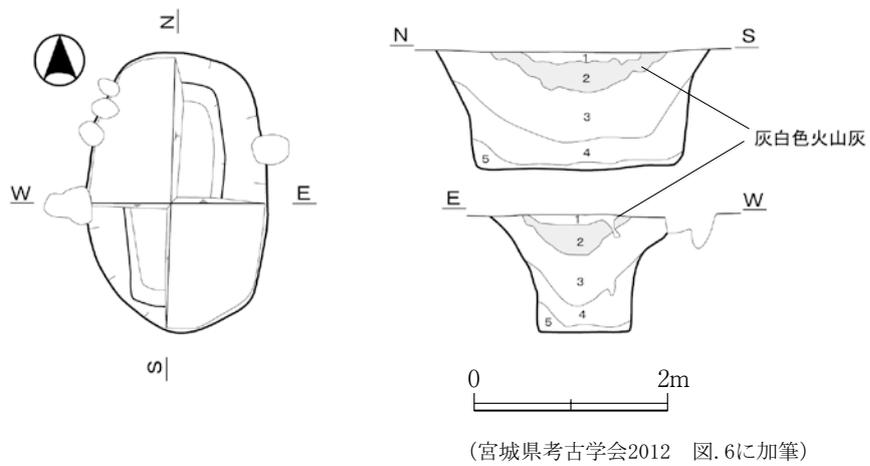


11図 天神前遺跡の三条の「列配置の土坑群」

(宮城県考古学会 2012 図. 3に加筆)



12図 天神前遺跡 9区 中央条の「列配置の土坑群」(H22年度-9区 10図参照)



13図 天神前遺跡 1区 北条の土坑 (H23年度-1区 11図参照)

【北条(2・10区)】(10・11・図)

概要：規則的に並ぶ土坑が1区で3基、10区で6基、計9基発見されている。南北方向に長軸を揃え、千鳥状に、東西方向に地形に沿って緩やかな曲線を描くように並んでいるとみられる。

分布：南北の列と列の間の距離は1.0m前後、同じ列の土坑の間隔は3m前後で、南北の列の土坑が交互に千鳥状に配置されている。

形状：平面形が隅丸長方形で、横断面形は逆台形である。

規模：長さ2.0m、幅1.0m、底面で長さ1.8m、幅約0.8m、深さ1.1mである。

堆積土：堆積土はいずれも自然堆積で、人為的に埋め戻されたものはないとみられている(宮城県考古学会2012,p.22)。

特徴：堆積土最上層に10世紀初頭に降下した灰白色火山灰(十和田a火山灰)が残存しているものが多い。

時期：年代を推定できる出土遺物がなく時期は不明であるが、出土土器や火山灰層から10世紀初頭以前の遺構と考えられる。

(3) 名生館官衙遺跡と天神前遺跡の比較

名生館官衙遺跡、天神前遺跡の「列配置の土坑群」についてその概要をみてきた。このうち、名生館官衙遺跡S・V区の列(8・9図)については南北方向に延びる可能性はあるものの、調査区の制約から一部の確認にとどまっているため、そもそも列をなすか否か不明確である。このため以下では、名生館官衙遺跡S・V区についての考察は保留し、名生館官衙遺跡、Q・W・X・Y区(3図)と天神前遺跡を検討の対象にしたい。

まず、はじめに「列配置の土坑群」は全国的にみても類をみない遺構群であるため、両遺跡の間で比較検討をしてみる。両遺跡の「列配置の土坑群」に共通する特徴として以下の4点をあげることができる。

① 「列配置の土坑群」は両遺跡とも500m以上にわたって広範囲に検出されていて、極めて大規模な遺構群とみられる。

② 土坑群は二列で千鳥状の配置を基本とする。

③ 構築年代は10世紀初頭以前である。

④ 同時代の城柵官衙遺跡の隣接地にある。

次に、異なる特徴として以下の5点をあげることができる。

⑤ 土坑群の列が名生館官衙遺跡では直線的であるのに対し、天神前遺跡では曲線的である

⑥ 土坑群の立地が名生館官衙遺跡では地形変化のない平坦地に立地するのにに対し、天神前遺跡では微高地と低湿地の境界部にある。

⑦ 名生館官衙遺跡ではSD692溝と並行しているものがあるのに対し、天神前遺跡では異なる配置の列が三条、並行している。

⑧ 土坑配置は同じ千鳥状でも、名生館官衙遺跡では列方向に長軸を向けた配置であるのに対し、天神前遺跡では列方向と直交する方向に長軸を向けた配置の千鳥状である。

⑨ 土坑の大きさが名生館官衙遺跡では長さが1～1.8m、幅0.6～1m、深さ0.4～0.9mであるのに対し、天神前遺跡では長さが2～2.8m、幅0.8～1.2m、深さ0.7～1.1mと、天神前遺跡の土坑の方がやや大きい。

以上のように両遺跡間で「列配置の土坑群」の特徴に微妙な違いはみられるものの、基本的には膨大な数の土坑が千鳥状に規則性をもって配置されているという点で、同じ性格の遺構群として捉えることが可能であろう。

2. 「列配置の土坑群」についての検討

「列配置の土坑群」の性格について、これらが土坑墓群であるとする見解もある。名生館官衙遺跡周辺では「列配置の土坑群」とともに、不規則に分布する土坑群も発見されていて、近隣の^{しんやちきた}新谷地北遺跡(宮城県教委1992)・^{いづみやま}泉山遺跡(岩出山町教委2004)等では副葬品を伴う8～9世紀代の土坑墓群が確認されている。名生館官衙遺跡の調査でも、不規則に分布する土坑から副葬品と見られる土器(宮城県教委2001,p.31)や鉄刀(宮城県教委2002,p.35)が出土しており、これらについては土坑墓であることが確認で

きる（宮城県教委2001、2002）。さらに、不規則に分布する土坑のうち「側壁に^{えぐりこみ}抉込のある土坑」については関東地方に類例がみられるとして、関東地方からの移民が関与した土坑墓である可能性が指摘されている（佐久間2005）。

しかし「列配置の土坑群」の最大の特徴は、千鳥状の特異な配列で直線的・曲線的に連なることで、これこそが不規則に分布する土坑墓とは大きく異なる点である。このように膨大な数の土坑群に規則性をもたせ広域に配置するためには、予め綿密な施工計画が立てられ、組織化された労働力を投入する必要があるであろう。10世紀初頭以前に、このような大規模な事業を成し得たのは、周辺に城柵官衙を設営した律令政府において他には考え難い。こうした造営に必要な条件を考慮するならば「列配置の土坑群」は偶発的に造営された土坑墓群ではなく、周辺の古代城柵の防衛システムと密接に連動し、一定範囲を区画する目的で計画的に配備された何らかの軍事的施設とみるべきであろう。

（1）「列配置の土坑群」の機能と造営の目的

「列配置の土坑群」のより具体的機能を考えるうえで注目されるのは堆積土の状況である。列配置が不明確な名生館官衙遺跡S・V区の8基が人為的に埋め戻されたとみられるのに対し、「列配置の土坑群」はいずれも上層部は自然堆積とみられる。このことから「列配置の土坑群」は、上部が開口もしくは内部が空洞の状態^{みやざわ}で機能し、その後、窪みとなった上部が自然堆積により埋没したと考えられる。

このような遺構の類例として、岩手県奥州市^{みやざわ}宮沢原下遺跡（岩手県教委2007）、八幡平市海上^{かいしやう}I・II遺跡（岩手県教委1985）等の土坑群をあげることができる。これらの土坑群については、狩猟用の「陥し穴」とする見解（濱田2010）が示されているが、列をなす点や土坑の規模・形状・堆積土の状況等は名生館官衙遺跡、天神前遺跡のそれと極めて類似しているとみることができる（14・15図）。このことから、名生館官衙遺跡、天神前遺跡の「列配置の土坑群」の具体的な機能についても「陥し穴」を想定することは妥当と考えられる。

ただし、狩猟用の「陥し穴」とされるこれらの土坑群を名生館官衙遺跡、天神前遺跡のそれと比較すると、土坑はやや大形で、深さは1m超と深く、さらに土坑底面に上部の覆い^{かんぼこう}架構材の支柱とみられる材もしくは逆茂木を打ち込んだとみられる小穴（濱田2010,p.86）が確認されるもの（15図）があるなどの点で相違がみられる。さらに、土坑群の配列状態も宮沢原下遺跡や海上I・II遺跡では丘陵斜面の傾斜変換点等の自然地形に沿って千鳥状の2列配置ではなく1列に並ぶ配置（14図）である点で異なる。

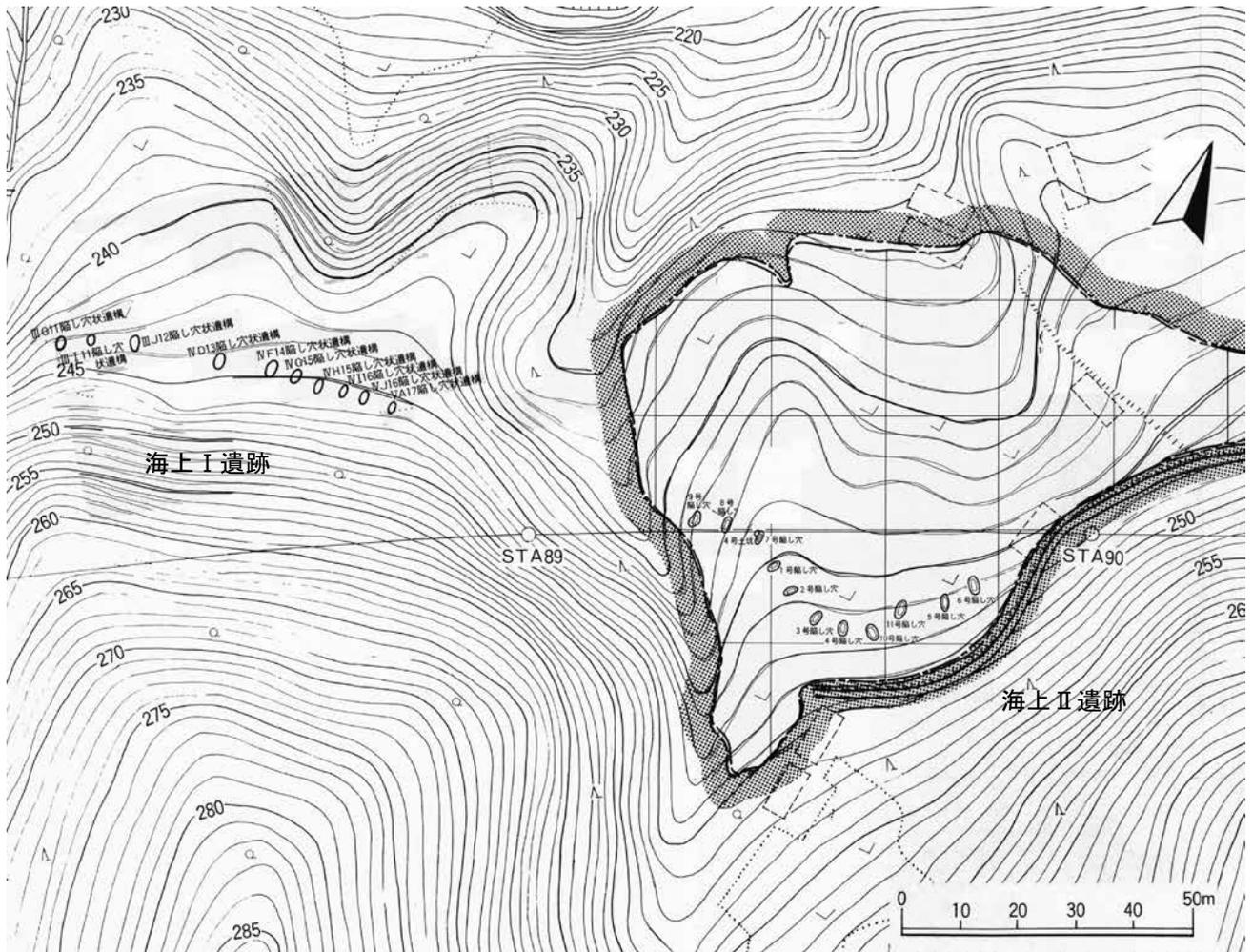
このような相違は、土坑群の造営目的の相違によるものと考えられる。同じ「陥し穴」の機能を有する土坑であっても、宮沢原下遺跡や海上I・II遺跡の土坑群が狩猟用であるのに対し、名生館官衙遺跡、天神前遺跡のものは周辺城柵等との関係から軍事的・戦略的な施設とみられることと深く関係しているであろう。宮沢原下遺跡や海上I・II遺跡では野生獣の捕獲を目的としたため、捕獲獣が這い上がってくるできない深さの穴を、獣道に沿って設置したとみられるのに対し、名生館官衙遺跡・天神前遺跡の「列配置の土坑群」は城柵の隣接地において騎馬等の進撃を阻止する目的で設置された防衛的・戦略的な「陥し穴」すなわち「陥馬坑」とみることができるであろう。騎馬が転倒もしくは立ち往生する程度の深さの土坑が2列に千鳥状に配置されていることで、このラインを突破しようとする騎馬軍に対して溝や土塁以上の脅威を与えたであろう。

（2）「陥し穴」についての考古学的所見

次に「列配置の土坑群」が「陥し穴」であることを検討する前提として「陥し穴」についての研究史を概観し、その考古学的所見を確認しておきたい。

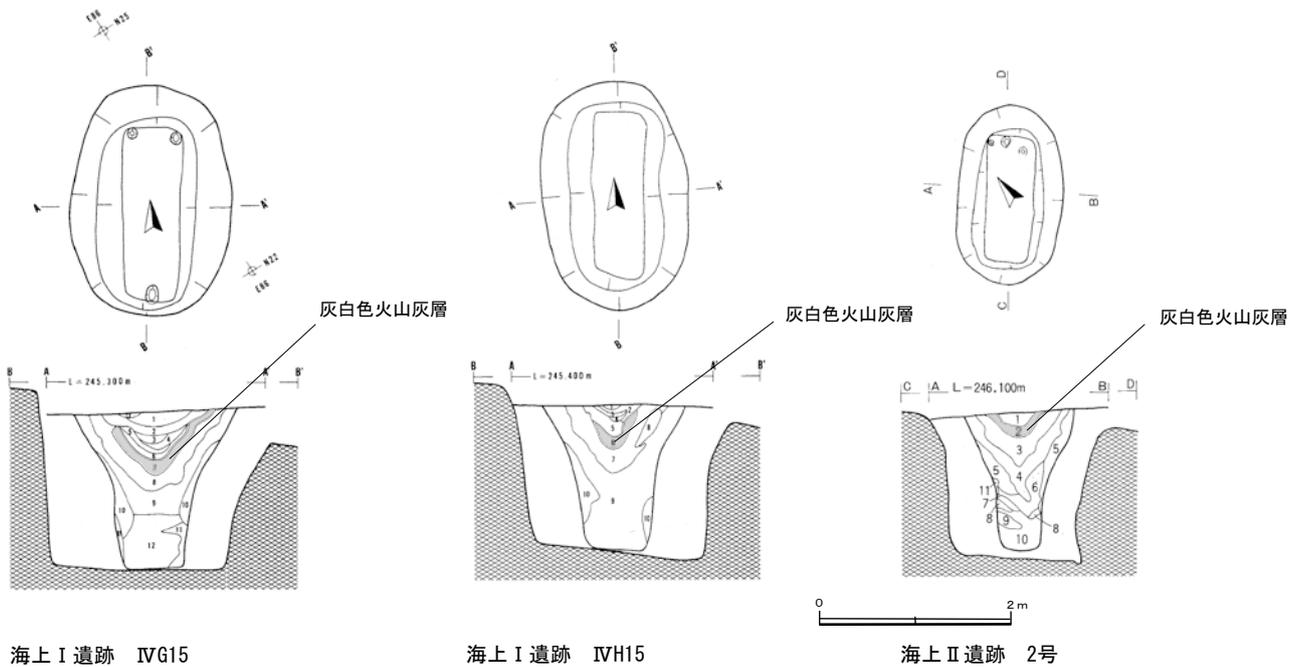
日本考古学において「落とし穴」もしくは「陥し穴」の研究は縄文時代の狩猟用の遺構が主な研究対象であり、弥生時代以降の「陥し穴」については、帰属年代の同定が難しいこともあり十分な比較検討は進められていない。

発掘調査により検出された多様な土坑の中から、その性格を「陥し穴」と認定し抽出するための要件として、①平面・立面形状、②立地と配置、③底面



(岩手県文化振興事業団 1985 海上 I 遺跡図版第 2 図, 海上 II 遺跡図版第 1・2 図を合成)

14 図 海上 I・II 遺跡の陥し穴状遺構の分布



(岩手県文化振興事業団 1985 海上 I 遺跡図版第 17・18 図, 海上 II 遺跡図版第 14 図に加筆)

15 図 海上 I・II 遺跡の陥し穴状遺構

施設（小ピット）等をあげることができる。ただし、③については設けられないものもあるためこれを必須要件とすることはできない。また、①・②の要件から「陥し穴」である可能性は想定できても、土坑の規模・形状が墓坑と近似したものがあるため、副葬品のない墓坑である可能性を否定することはできない。逆に、これまで墓坑とされてきた土坑の中に「陥し穴」が含まれている可能性も排除できない。理論的には、土坑埋土の堆積状況を観察し、それが人為的に埋め戻されたものか、自然堆積かを識別することで、土坑の機能を推定する必要があるが、そこまでの観察が肉眼で可能かといえれば難しいと言わざるを得ない。

また、「陥し穴」は、出土遺物が少ないため、それが作られた時代＝帰属時期を特定することが極めて困難である。特に、狩猟が主な生業ではなくなった弥生時代以降の「陥し穴」を認定するのは極めて難しい作業である。しかし、東日本各地では弥生時代以降の狩猟用とみられる「陥し穴」の存在を、掘削に使用された金属工具痕跡や、降下時期の明確な火山灰の堆積状態から検証した論考（小島・鶴間1994、石田2004、佐藤2004、桜井2006）がある。東北地方でも先に紹介した岩手県のいくつかの事例で、平面形が楕円形を呈し、その堆積土に十和田a、白頭山、^{はくとうさん} 苫小牧等の平安時代に降下した火山灰が確認される土坑群については、弥生時代から平安時代に帰属し狩猟を目的とした「陥し穴」である可能性が指摘されている（濱田2010）。

これらの狩猟用の落とし穴をめぐる論考に対し、同様の列配置をなす「落とし穴」群が発見された富山県富山市野下遺跡（富山市教委1985）の遺跡の調査を担当した富山市の古川知明氏は、同様の遺構が確認された富山市北押川C遺跡（富山市教委2003）の調査例も含めた「落とし穴」群について再検討し、これらが中世における「戦略的落とし穴」である可能性を指摘した（古川2005）。

これまで、歴史時代における「陥し穴」については、縄文時代以来の狩猟にかかわる遺構（桜井2006）、農耕資源に対する鳥獣害を防止する消極的な意味での（狩猟）遺構（佐藤2004）などとして評

価され、軍事的・戦略的な機能が想定されたことはなかった。しかし、古川知明氏は、周辺の歴史的環境や文献史料『北越軍談』^{ほくえつぐんだん}の記事の検討を経て、野下遺跡・北押川C遺跡の列配置をとる「落とし穴」が、中世戦国期の「陥馬坑」すなわち、戦闘時に騎馬を倒すための穴であった可能性を指摘した。さらに、土坑の規模からみて「馬体全体を落とし込むまでのものでなくても、軍勢の先頭を走る騎馬の足を引っ掛けて倒すことで、攻め寄せる軍の勢いを削ぐ効果が期待された」という見解を導き出した。「列配置の土坑群」の具体的機能を考える際、この見解は極めて重要である。

軍事史的にみて、城柵等に対する攻撃方法の一つとして、騎兵による焼き討ちが想定される。具体的には、火種を投擲して城外の家屋や城内の兵舎を焼き落とす戦法である。このような戦法は攻撃対象に接近しやすい夜襲が主であり、その場合、「列配置の土坑群」は露出した状態であっても騎馬を転倒させる効果は十分に期待されたと考えられる。また、平坦地にある砦を騎馬で襲う場合は、反時計回りに砦を旋回しながら矢を放ち、火種を投げるのが合理的であったという。そのような攻撃を想定すると、名生館官衙遺跡の「列配置の土坑群」の向きは騎兵の旋回を止めるための、絶好の角度を城柵の外郭施設との間に作っているとみることができる（註 以上の軍事史の見解は阪南大学 ^{きたむらたかし} 菜村多加史氏のご教示による）。

（3）「陥し穴」についての史料所見

歴史時代の「陥し穴」に関わる文献上の記載は限られており、特に、古代における記録としては以下の史料が確認されるのみである。

1. 『日本書紀』天武天皇四(675)年四月庚寅条「詔諸国曰。自今以後、制諸漁獵者、莫造檻穿及施坑穿機槍。」
2. 『日本紀略』天長十(833)年六月丙辰条「禁断山城近江丹波等近都之山施作坑穿機槍。」
3. 『令義解』雜令「凡作檻穿及施機槍者(謂檻者圈。穿者埒。並所_レ以捕_レ獸者也)不得妨_レ姪及害_レ人。」

これらの史料は、いずれも狩猟用の「陥し穴」＝「穿」の造作を禁じたものであるが、逆の見方をすれば、7世紀以降も狩猟用の「陥し穴」が使用され続けていたことを示す史料である。古代史の史料中に軍事的・戦略的な「陥し穴」の記録は確認できないが、わずかに残された狩猟用の「陥し穴」の記録は、軍事的・戦略的な「陥し穴」が存在した可能性を示唆している。

3. 「列配置の土坑群」の地理的・年代的位置付け

「列配置の土坑群」の性格をより明確にするため、これらが設置された場所を、周辺の遺跡との関係からみてみたい。「列配置の土坑群」が発見された名生館官衙遺跡と天神前遺跡は、宮城県北部の大崎平野北縁を東流する江合川（荒雄川）を挟んで対峙する位置にある（1図）。両遺跡は陸奥出羽国境となる鳴子・鬼首地区の奥羽山脈から派生した丘陵地の南東端部に立地し、両遺跡の間には小寺・杉ノ下遺跡（古川市教委1995）、抑の関遺跡、東側には宮沢遺跡（古川市教委1994）、権現山・三輪田遺跡等の古代城柵官衙遺跡が連なるように分布している。

また、名生館官衙遺跡西方で発見された「列配置の土坑群」の南東側には高幌遺跡（古川市教委2001）、上代遺跡（宮城県教委1997）、伏見廃寺跡等の7～9世紀の集落跡・寺院跡が分布し、東側の天神前遺跡の南側には灰塚遺跡（古川市教委2002・2003）、南小林遺跡（古川市教委2001）等7～9世紀の集落遺跡が分布しており、「列配置の土坑群」はこれら平野部の遺跡群の北辺を区画するような位置にあるとみることもできる。

（1）周辺の城柵官衙遺跡群の動向

次に、「列配置の土坑群」がこの地に造営された背景を探るため、これに関係するとみられる周辺の城柵官衙遺跡群の動向を少し詳しくみておきたい。東北地方南部で古代の城柵が設置されたのは、いわゆる「黒川以北十郡」と呼ばれた宮城県北部の地域である。現在、この地域には多賀城跡を含めて15

か所以上の城柵官衙遺跡が確認されている。このうち、文献上に城柵として名前が現れるのは、多賀柵（城）とそれ以北の、色麻柵、玉造柵（玉作城、玉造塞）、新田柵、牡鹿柵、桃生城、伊治城、覚鯨城（柵）、中山柵である。考古学的調査成果によると、多賀城、桃生城、伊治城は対応する遺跡が確定し、城名が遺跡名として使用されている。玉造柵、新田柵、牡鹿柵も比定される遺跡はほぼ確定し、柵名が遺跡名に付加される形で使用されている。色麻柵、覚鯨城、中山柵、玉造塞は、名称に対応する遺跡が未確定で、研究者により異なった候補地や見解が示されている。

一方、文献に名前は登場しないものの、土塁や堀（溝）などの大規模な外郭施設を有する遺跡が複数地点で確認されている。加美町東山・壇の越遺跡、同城生遺跡、大崎市小寺遺跡、涌谷町城山土塁跡、同神明社遺跡などである。これらは城・柵・郡家との関連を含めて検討が進められているが、いずれも範囲が数キロメートルもの広域に及ぶため、全容把握に至っていない。これら大規模な外郭施設の多くは、8世紀後半代頃に追加的に整備され、9世紀代まで保守・維持されたと考えられている。これらの外郭施設については、構造が類似していることから、個別に整備されたものではなく、8世紀後半代にはほぼ一斉に整備された可能性が高いことも指摘されている（村田2007）。

こうした城柵の施設整備は頻発する「賊」の侵攻への対応策の一つであったと考えられる。

『続日本紀』宝亀十一（780）年二月丙午条には「賊入_レ長岡_レ焼_レ百姓家_レ」とあり、同宝亀十一（780）年十月己未条では、「多賀玉作等城、能加_レ防禦_レ、兼練_レ戦術_レ。」として伊治公皆麻呂事件の鎮圧に向けた対策の一環として、多賀城と玉作城＝名生館官衙遺跡の防備を固めるよう征東使に勅が下されている。また、『続日本紀』延暦八（789）年八月己亥条では、勅により「与_レ賊接_レ居_レ」として新田、長岡をはじめとする黒川等十郡の田租が免ぜられている。『日本後紀』延暦十八（799）年二月二十一日条には、陸奥国新田郡百姓弓削部虎麻呂と妻の丈部小広刀自女が賊地に住み夷語を習い騒動を起こそうとしたた

め日向国に流されたという記事がある。さらに、『続日本後紀』承和四(837)年四月癸丑条では、「栗原加美両郡百姓逃出者多。不_レ得_レ抑留_一者。」として玉造塞周辺の不穏な状況が報告されている。

このように、8～9世紀の宮城県北部は「賊地」に接し、絶えず「賊」の侵攻を受ける危険性を孕んだ地域として認識されていた。このため城柵の広域的な維持整備が継続的に進められたと考えられる。まず、7世紀後半～8世紀前半には江合川流域北岸に城柵を並置することで個々の城柵の点的な整備を開始したが、8世紀後半から9世紀代には前述した大規模な外郭施設整備に象徴されるような複数の城柵を包括する線的・面的な防衛施設の整備が進められた。その要の位置にあったのが名生館官衙遺跡を核とした小寺・杉ノ下跡遺跡、抑の関遺跡、宮沢遺跡などの大崎市北西部の城柵群であったと考えられる。

「列配置の土坑群」はこうした大崎市北西部で東西に並ぶように位置する城柵群の東西隣接地で発見されていて、城柵群の動向と密接な関係をもって捉えられることがあらためて認識できる。そこで以下では名生館官衙遺跡、小寺・杉ノ下跡遺跡、宮沢遺跡の動向について整理してみたい。

名生館官衙遺跡：古代玉造郡域に所在し、「玉造柵・玉造城・玉造塞・玉造郡家・玉造軍団」等の7～9世紀にかけての有力官衙の比定地である。一連の調査の結果、「列配置の土坑群」が発見された地区の東側でいくつかの中核施設が発見されている(2図)。

まず、政庁は8世紀前葉～8世紀末に城内地区(Ⅲ期)から小館地区(Ⅳ期)に移動したとみられている。ただし、Ⅳ期段階の政庁は削平を受けているために不明である。小館地区内ではさらに8世紀末～9世紀前半(Ⅴ期)の回廊状遺構で区画された非瓦葺の政庁跡が確認されている(高橋 2003)。

政庁の移動や改変は、文献上の「玉造柵」(737年)→「玉作城」(780年)という呼称変化に対応する可能性も想定される。「玉作城」の呼称が用いられたのは、政庁の構造が不明なⅣ期段階に相当するが、Ⅳ期政庁が存在したとされる地区での瓦の出土量が多いこと(高橋 2003)から、Ⅳ期政庁はⅤ期の政

庁に匹敵する規模・構成で、しかも瓦葺きであった可能性が高いと考えられている。

その後「玉造塞」(789・796・815・837年)の名称が用いられるが、これは、次にみる「小寺・杉ノ下遺跡」を含め、山海両道の結節点となる要衝の地を抑える位置にある当遺跡周辺の玉造郡域一帯の城柵群を包括的に示す呼称とも考えられる。なお、9世紀中頃のSI04出土「玉厨」「大道」の墨書土器は、「玉造郡家」もしくは「玉造駅家」に関わる資料と理解され、名生館官衙遺跡全体が郡家・駅・軍団施設などの多面的な機能と性格を併せ持つ拠点施設であったことを示している。

小寺・杉ノ下跡遺跡：古代玉造郡と長岡郡の境界に位置する遺跡である。奈良時代の「玉造柵」に比定する見解(阿部2006)がある。江合川(荒雄川)の北岸に立地し、対岸の名生館官衙遺跡と2kmの至近距離にある。小寺・杉ノ下遺跡に隣接して古代の抑の関遺跡があり、地名から「関」の存在も推定される。山道と海道^の結節点を抑える位置にあることから「玉造塞」を構成する遺跡の一部とみておきたい。発掘調査の結果、小寺遺跡では櫓の付設された築地、土塁、溝からなる外郭施設が確認されている(古川市教委2003)。中核施設は未確認であるが、隣接する杉ノ下遺跡で8世紀～9世紀後半の瓦葺き建物が確認され寺院の存在が想定されている。

宮沢遺跡：古代長岡郡長岡郷に所在したとみられる(平川1980)遺跡である。東北自動車道建設等に伴う発掘調査により、櫓の付設された築地、溝からなる内郭区画施設と、築地、土塁、溝からなる外郭施設が確認されている(古川市教委1994)。政庁は未確認であるが官衙域の調査で8世紀～9世紀中葉の土器(古川市教委1996)が出土している。宮沢遺跡についてはかつて工藤雅樹氏が「覚繫城」とする見解を示した(工藤1989)。近年では平安時代の「玉造塞」に比定する見解(八木2001、阿部 2006、柳沢2007ほか)が示され有力視されている。しかし、宮沢遺跡は古代の長岡郡域に属する(伊藤1992)と考えられ、宮沢遺跡を「玉造塞」に比定する見解にはなお検討の余地があろう。

なお、天神前遺跡の「列配置の土坑群」が、小寺・

杉ノ下遺跡と宮沢遺跡の間を連結するような位置にあることを重視するならば「玉造塞」という呼称は、単独の遺跡を指し示すような狭義の固有名詞ではなく、大崎市北西部に所在する城柵群を包括するような、もしくはこの地域一帯を示すようなより広義の呼称として解すべきであろう。

(2) 「列配置の土坑群」が造営された時代

「列配置の土坑群」が造営された年代については堆積土上層に10世紀初頭に降下した、十和田a火山灰がみられるものがあることから10世紀初頭以前とみられる。さらに、一部の土坑堆積土から出土した土器の年代観と、その設置範囲、規格性の高さ等からみて、その帰属時期は、前項でみた名生館官衙遺跡周辺に丹取郡衙、玉造軍団、玉造郡衙、玉造柵、玉作城、玉造塞等の古代城柵官衙施設が整備された7世紀後半から9世紀代のいずれかの時期である蓋然性が高い。現状で、「列配置の土坑群」の造営時期を7世紀後半～9世紀代の年代幅の中でさらに絞り込むことはできないが、いずれにしても大崎平野北西部の古代城柵官衙遺跡が辺境防御の最重要拠点として機能した時期に重なることは明らかである。

前述したように、名生館官衙遺跡、小寺・杉ノ下遺跡、宮沢遺跡等では、9世紀には、その北～西側外周に築地や土塁・材木塀・溝などで構成される堅牢な外郭施設がめぐらされていたことが明らかにされている。これらの外郭施設は北西方向(1図左上方向)からの「賊」の襲来に対する防御施設の役割を担った施設と理解されている。一方、「列配置の土坑群」はこれら城柵遺跡の東西側の隣接地に東西方向に延びるとみられることから、個別の城柵の防御施設としてではなく城柵と城柵の間を繋ぐ区画・防御施設として設置されたとみられることもできる。「列配置の土坑群」はさらに東西方向に延びるとみられることから、城柵官衙遺跡の防御ラインを連結し、その南方に位置する移民集落や寺院等の性格が想定される高嶮遺跡、上代遺跡、南小林遺跡、灰塚遺跡等の遺跡群(2図)の防御を目的とした施設として設置された可能性も想定しておきたい。

さらに、名生館官衙遺跡や新谷地北遺跡・泉山遺跡等で発見されている同時期の墓坑群がいずれも「列配置の土坑群」の北側に分布していることは注目される。「列配置の土坑群」には防御的施設としての具体的機能だけではなく、集落域と墓域を分かち結界のような精神的な意味あいも付与されていた可能性も想定しておく必要がある。

まとめ

律令政府が東北地方への版図拡大にあたってエミシ＝「賊」との抗争を断続的に展開した7世紀後半～9世紀代、宮城県北西部の大崎市名生館官衙遺跡周辺地域は、駅路(とうさんどう)と太平洋沿岸を結ぶ伝路とが交差し、さらに陸奥から鬼首峠を越えて出羽に向かう道路の分岐点にあたっており、東北地方の太平洋側と日本海側の結節点となる戦略上極めて重要な位置にあった。「列配置の土坑群」は、こうした最重要な地域に設置された城柵遺跡、すなわち名生館官衙遺跡、小寺・杉ノ下遺跡、宮沢遺跡の隣接地において検出されている。

当該地域は、8世紀後半から9世紀前半の時期に、「賊」軍が直接襲来するような緊迫した状況に直面した。城柵への攻撃が予想される中、緊急の防御体制の整備が急がれたであろう。こうした機会に、周辺集落の防御施設として「列配置の土坑群」設置の契機を見出すことができるかもしれない。その具体的機能は、古川知明氏が指摘した戦略的陥し穴＝「陥馬坑」としての機能(古川2005)を想定することが妥当であろう。律令政府側は、城塞に向かって攻め寄せる「賊」の侵攻を食い止めるための施設として城柵背後地の丘陵部には高い土塁や深い溝を設け、平野部には「列配置の土坑群」＝「陥馬坑」を設置して騎兵の襲来に備えたのではないだろうか。

ただし、「列配置の土坑群」は規模・構造的には小規模・簡易な施設であり、恒常的な施設とみることにはできない。土坑群に掘り直しなどのメンテナンスの痕跡もみられないことから、これらはあくまでも、一時的な施設であった可能性が高い。「賊」軍

が直接襲来するような緊迫した状況に直面した際、城柵周辺の防御を固める目的で設置されたものであろうか。

以上みてきたように「列配置の土坑群」を「陥馬坑」として、城柵周辺の防御の役割を担った施設として解釈すると、その年代的・地理的位置付けを矛盾なく説明することができる。これらは、北方民族と対峙した中国歴代王朝の城砦群の「陥馬坑」に相当する防御施設として評価されるべきものであろう。

「列配置の土坑群」の設置が、日本在来の狩猟用の「陥し穴」の知識技術を軍事に転用したものなのか、あるいは『李衛公問対』（湯浅1999）のような唐伝来の兵学的知識に基づくものなのか、なお検討を要するが、『李衛公兵法・攻守戦具』に規定された「陥馬坑」の規模「長五尺、幅一尺、深三尺」（伯2011）と、名生館官衙遺跡Q・W・X・Y区の「列配置の土坑群」が近似した規模である点は注目すべきである。

東北地方の古代城柵官衙遺跡を世界史の中に普遍的に位置付けるためには、こうした個別の遺構について具体的な評価を積み重ねる必要がある。古代城柵官衙遺跡において、未だいくつかの性格不明の遺構があるので、今後もそれらの位置付けを同様の視点から検討していきたい。

本論の立論にあたって、富山市埋蔵文化財センターの古川知明氏から、「戦略的陥し穴」という着想についてのご教示をいただいた。日本中国の古代軍事関係の考察については阪南大学の来村多可史氏よりご教示を賜った。古代史史料については、東北歴史博物館の相澤秀太郎氏よりご教示いただいた。また、大崎市教育委員会の大谷基氏・佐藤優氏、宮城県多賀城跡調査研究所の吉野武氏・須田良平氏、宮城県文化財保護課の西村力氏・佐久間光平氏から調査データの提供や、ご教示をいただいた。各氏に深く感謝申し上げます。

【引用・参考文献】

- 阿部 義平 2006「古代城柵の研究(二)」『国立歴史民俗博物館研究報告』第130号 pp.135～184 国立歴史民俗博物館
- 石田 真 1994「群馬県北西部における陥し穴の構築時期をめぐって」『研究紀要22』 pp.203～218 群馬県埋蔵文化財事業団
- 伊藤 信 1992「長岡郡と新田郡」『仙台郷土研究』 pp.33～39 仙台郷土研究会
- 工藤 雅樹 1989『城柵と蝦夷』考古学ライブラリー 51 p.81 ニューサイエンス社
- 小島正裕・鶴間正昭 1994「(研究ノート) 古代の陥し穴土坑をめぐって」『研究論集XⅢ』 pp.135～184 東京都埋蔵文化財センター
- 佐藤 敏幸 2003「多賀城創建にいたる黒川以北十郡の様相—海道地方—」『第29回古代城柵官衙遺跡検討会資料集』 pp.77～92 古代城柵官衙遺跡検討会
- 佐久間光平 2005「古代の側壁抉込土坑について」『宮城考古学第7号』 pp.137～146 宮城県考古学会
- 桜井 秀雄 2006「八ヶ岳南麓の中世陥し穴」『金沢大学考古学紀要』第8号 pp.116～131 金沢大学
- 鈴木 拓也 1998『古代東北の支配構造』吉川弘文館
- 高橋 誠明 2003「多賀城創建にいたる黒川以北十郡の様相—山道地方—」『第29回古代城柵官衙遺跡検討会資料集』 pp.59～75 古代城柵官衙遺跡検討会
- 戸田 芳実 1991「第6章国軍制の形成過程」『初期中世社会史の研究』 pp.109～150 東京大学出版会
- 伯 仲 2011『中国の伝統武器』 p.173 マール社
- 濱田 宏 2010「古代に属する陥し穴について—奥州市胆沢区宮沢原下遺跡での検討—」『紀要XⅩⅨ』 pp.81～92 岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター
- 平川 南 1980「宮沢遺跡に関する文献上の検討」『東北自動車道遺跡調査報告書Ⅲ』 pp.215～223 宮城県文化財調査報告書第69集
- 古川 一明 2012「古代城柵官衙遺跡の烽燧についての試論」『宮城考古学第14号』 pp.177～191 宮城県考古学会
- 古川 知明 2005「落とし穴状遺構の一解釈—中世における戦略的落とし穴—」『大境第25号』 pp.155～166 富山考古学会
- 村田 晃一 2007「陸奥北辺の城柵と郡家—黒川以北十郡の城柵からみえてきたもの—」『宮城考古学第9号』 pp.85～110 宮城県考古学会
- 守屋洋・守屋淳 1999『司馬法・尉繚子・李衛公問対』全訳「武経七書」② 株式会社プレジデント社
- 八木 光則 2001「城柵の再編」『日本考古学』第12号 pp.55～68 日本考古学協会
- 柳澤 和明 2007「玉造柵から玉造塞への名称変更とその比定遺跡」『宮城考古学第9号』 pp.135～154 宮城県考古学会
- 湯浅 邦弘 1999「『李衛公問対』の兵学思想」『大阪大学文学部紀要39』 pp.1-p.45 大阪大学

【遺跡発掘調査報告書】

- 岩手県教育委員会 1985『海上Ⅰ・海上Ⅱ・大久保Ⅰ遺跡発掘調査報告書』岩手県文化振興事業団埋蔵文化財調査報告書第90集
- 岩手県教育委員会 2007『宮沢原下遺跡発掘調査報告書』岩手県文化振興事業団報告書第495集
- 岩出山町教育委員会 2004『泉山遺跡』
岩出山町文化財調査報告書第2集
- 大崎市教育委員会 2007『名生館官衙遺跡26』
大崎市文化財調査報告書第1集
- 宮城県教育委員会 1992「新谷地北遺跡」『下草古城跡ほか』
宮城県文化財調査報告書第146集
- 宮城県教育委員会 1997「上代遺跡」『上代遺跡・船場遺跡他』
宮城県文化財調査報告書第173集
- 宮城県教育委員会 1999「名生館遺跡」『名生館遺跡・下草古城跡』宮城県文化財調査報告書第181集
- 宮城県教育委員会 2000「名生館遺跡」『名生館遺跡ほか』
宮城県文化財調査報告書第183集
- 宮城県教育委員会 2001「名生館遺跡」『名生館遺跡ほか』
宮城県文化財調査報告書第187集
- 宮城県教育委員会 2002「名生館遺跡」『名生館遺跡ほか』
宮城県文化財調査報告書第188集
- 宮城県考古学会 2012「天神前遺跡」『平成24年度宮城県考古学会発表資料集』
- 古川市教育委員会 1994「史跡宮沢遺跡保存整備報告書」古川市文化財調査報告書第16集
- 古川市教育委員会 1995『小寺遺跡』古川市文化財調査報告書第18集
- 古川市教育委員会 2001『高幌遺跡』
古川市文化財調査報告書第29集
- 古川市教育委員会 2001「南小林遺跡」『名生館官衙遺跡X
XⅠ・南小林遺跡』古川市文化財調査報告書第28集
- 古川市教育委員会 2002「灰塚遺跡」『名生館官衙遺跡X XⅡ・
灰塚遺跡』古川市文化財調査報告書第30集
- 古川市教育委員会 2003「灰塚遺跡」『灰塚遺跡・杉ノ下遺跡』
古川市文化財調査報告書第32集
- 古川市教育委員会 2005『名生館官衙遺跡』古川市文化財調査報告書第37集

【挿図出典一覧】

- 1 図 名生館官衙遺跡周辺の古代の主な遺跡
宮城県教育委員会1998「37荒谷」『宮城県遺跡地図』
県文化財調査報告書第176集
- 2 図 名生館官衙遺跡の「列配置の土坑群」の位置
宮城県教育委員会2002「名生館遺跡」『名生館遺跡ほか』
県文化財調査報告書第188集p.3第2図
- 3 図 名生館官衙遺跡 Q W X Y区の「列配置の土坑群」
宮城県教育委員会2002「名生館遺跡」『名生館遺跡ほか』
県文化財調査報告書第188集p.39第27図
- 4 図 名生館官衙遺跡 W区の「列配置の土坑群」
同上 p.23第15図、同p.29第19図
- 5 図 名生館官衙遺跡 X区の「列配置の土坑群」
同上 p.23第15図、同p.29第19図
- 6 図 名生館官衙遺跡 X - 6区北の「列配置の土坑群」
同上 p.24第16図、同p.29第19図
- 7 図 名生館官衙遺跡 Q・Y区の「列配置の土坑群」
同上 p.25・26第17図、同p.29第19図
- 8 図 名生館官衙遺跡 S区の「列配置の土坑群」
宮城県教育委員会2001「名生館遺跡」『名生館遺跡ほか』
県文化財調査報告書第187集p.53第20図、p.40第25図
- 9 図 名生館官衙遺跡 V区の「列配置の土坑群」
同上 p.33・34第33図、同p.60第37図
- 10 図 天神前遺跡 の「列配置の土坑群」の位置
宮城県考古学会2012「天神前遺跡」『平成24年度宮城県考古学会発表資料集』p.20 図.2
- 11 図 天神前遺跡 の三条の「列配置の土坑群」
同上 p.20 図.3
- 12 図 天神前遺跡9区 中央条の「列配置の土坑群」
同上 p.22 図.5
- 13 図 天神前遺跡1区 北条の土坑
同上 p.23 図.6
- 14 図 海上Ⅰ・Ⅱ遺跡の陥し穴状遺構の分布
岩手県教育委員会 1985『海上Ⅰ・海上Ⅱ・大久保Ⅰ遺跡発掘調査報告書』岩手県文化振興事業団埋蔵文化財調査報告書第90集p.15・16第2図p.77・78第1図p.79・80第2図
- 15 図 海上Ⅰ・Ⅱ遺跡の陥し穴状遺構
岩手県教育委員会 1985『海上Ⅰ・海上Ⅱ・大久保Ⅰ遺跡発掘調査報告書』岩手県文化振興事業団埋蔵文化財調査報告書第90集p.41第17図p.42第18図、p.101第14図